

## 裁 決

[REDACTED]  
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]  
審査請求人代理人弁護士 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 健康福祉部長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和元年10月11日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が請求人に対し行い令和■年■月■日付け [REDACTED] で通知した生活保護法第63条の規定による費用返還決定を取り消す。

### 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、返還決定額を836,268円とする法第63条の規定による費用返還決定（令和■年■月■日付け [REDACTED] で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、本件処分に基づく返還額が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて、審査請求をした事案である。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

##### (1) 請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

##### (2) 請求の理由

ア 資力の発生時期を平成31年3月19日とした点に誤りがある。

処分庁は、資力の発生時期を平成31年3月19日、すなわち請求人が医療過誤による損害賠償請求事件（[REDACTED]

[REDACTED]）に関し、上記同日に和解が成立した日としている。

しかし、同和解により請求人に活用できる資力を取得したのは、令和元年6月20日に法テラスの報酬・償還に関する決定が出て以降である。それ以前は代理人が預かり保管しなければならないため、どう考えても請求人には資力活用の余地がない。

そのため、資力発生時期は遅くとも令和元年6月20日以降とすべきであり、そうすると返還金額はさらに減額される必要がある。

イ 自立更生のための費用を控除しない点に誤りがある。

生活保護は自立助長を目的としているから、被保護者の自立更生に役立つ場合にはその返還を免除することができるところ、本件処分においてはそれがない。

処分庁の裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たり、個別具体的な事情を考慮しなければならないところ、本件処分においては自立更生の観点が全く抜け落ちている。

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度としての保護の実施機関が認めた額」、あるいは「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」等が挙げられている。そして、ここでいう「『当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却

する場合』とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを『自立更生』に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。』とされている。

請求人は、保護が廃止された令和元年7月1日以降、同月18日に新居に引っ越し、家財道具の購入や、それまで住んでいた自宅の明渡や精算のための費用を支払っているのであって、その額は、150万円以上に及ぶ（なお、水光熱費はいずれも前の自宅の精算分であり、引越後の生活費は含まない。）。これが控除されず、本件処分が取り消されなければ、請求人は和解により取得した金員で残金の全てを処分庁に返還する結果になるのであって、自立更生は不可能である。

なお、請求人が新居に移転するまでは、家族4人（夫婦・中学2年生の長女、小学5年生の長男）で2DK（37.26m<sup>2</sup>）の間取りのまま生活していた。同所から学区を変えずに新居を探し続け、約2か月をかけて2LDK（56.00m<sup>2</sup>）の現在の自宅をようやく契約することができた。多少広くもなったため、これまでの家財道具を利用しつつ最低限の什器をそろえたに過ぎないが、それでもこれだけの費用を要している。

実際、今後の自立のため、同所で生活しながら仕事をして生活していく予定である。にもかかわらず、本件処分が下されたままであっては借金を抱えることと同義であって、自立にはほど遠くなってしまう。

さらに、請求人は現在、週4日のアルバイトを始めており、定期的な収入が得られるようになっている。

したがって、自立更生のための免除が認められる必要がある。

ウ 以上から、本件処分の取消を求める。

## 2 処分庁の弁明

### （1）求める裁決主文

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

平成21年4月17日

法に基づく保護の開始。

令和元年6月25日

請求人宅へ訪問。請求人が平成29年度中から [REDACTED]

[REDACTED]に対して申立していた医療訴訟が、平成31年3月19日に和解成立し、和解金額が3,000,000円となった。近日中に必要経費として906,000円を引いた2,099,400円が請求人の元に振り込まれる。まとまったお金が入ることもあり、もう少し広い家に引っ越そうと考えている。以前から知り合いにお願いしており、転居先も決まっていると申出有り。

和解金が振り込まれた場合又はその他進展等あった場合は早急に報告するよう依頼する。

転居の件については、新住居の家賃が4人世帯の上限金額を超えており、生活保護受給中の転居は認めることができない旨を請求人に説明し、了承を得る。

令和元年6月27日

請求人より電話連絡。令和元年6月26日に2,099,400円が振り込まれた。根拠資料の提出を依頼。

令和元年6月28日

請求人より通帳の写し及び [REDACTED]からの通知の写しをFAXにて受理。

令和元年7月1日

請求人より第15回弁論準備手続調書(和解)の写し、決定書の写しをFAXにて受理。なお、請求人より、以後本案件についての連絡は全て請求人代理人弁護士の [REDACTED] 氏を通してほしい旨の申出有り。

令和元年7月5日

保護の要否を検討するに際して、これまでに医療訴訟による和解金についての例がなく、資力の発生日に関して疑義が生じたため、千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に、資力の発生日を和解成立日である平成

31年3月19日とすべきか、請求人の元に和解金が振り込まれた令和元年6月26日とすべきか疑義照会を行う。

請求人代理人弁護士から入電。請求人が早く転居したいと言っているため、早急に廃止してほしいとの申出有り。

回答について、[ ] 福祉事務所内で資力の発生日について疑義が生じているため、千葉県に疑義照会をして決定することを説明し、了承を得る。

令和元年7月9日

千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班から令和元年7月5日付けの疑義照会に対する回答を受理。生活保護手帳別冊問答集P419問13-6費用返還と資力の発生時点(6)に従い、和解成立日が資力発生日である旨の回答を得る。

令和元年7月10日

請求人代理人弁護士に資力の発生日が和解成立日であることを電話にて伝え、了承を得る。

令和元年7月16日

請求人に対し、法第63条に基づく費用返還(836,268円)が決定。請求人に通知。

また、和解金額3,000,000円から必要経費(報酬、印紙代、着手金及び実費)906,000円及び法第63条に基づく費用返還額836,268円を差し引いた額を収入認定し、要否判定を行ったところ、収入の臨時的な増加により、以後おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるため、令和元年7月1日付で生活保護廃止決定。請求人に通知。

### (3) 処分庁の主張

#### ア 処分の内容及び理由について

請求人の元に振り込まれた和解金については、生活保護手帳別冊問答集問13-6費用返還と資力の発生時点(6)に基づき、法第63条返還の対象となり、返還後の残額については、生活保護手帳保護の停止又は廃止の取扱い基準問第10の12答2(2)に基づき、収入認定の対象となり、請求人の最低生活に充てるべきであると考える。

資力の発生日については、和解成立日である平成31年3月19日とし、保護費の変更可能な遡及限度を超えていたため、本件処分を行った。

なお、千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班に令和元年7月5日付けで疑義照会を行い、令和元年7月9日付けで、資力の発生日は、和解成立日の平成31年3月19日である旨の回答を受理している。

#### イ 請求人の主張について

(ア)「資力の発生時期を平成31年3月19日とした点に誤りがある。」について

上記アのとおり、生活保護手帳別冊問答集問13-6費用返還と資力の発生時点(6)に基づき、資力の発生は調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があることから、資力の発生日は和解成立日の平成31年3月19日になると考える。

(イ)「自立更生のための費用を控除しない点に誤りがある。」について

審査請求書の課長通知によると、返還額から控除して差し支えないとされている額については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの」又は「当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」とあり、いずれも自立更生のために必要最低限度の額であると解される。

ここで、本件において請求人が控除すべきと主張する費用の用途は、保護を廃止した日以後に支出した、転居関係(新居契約金、仲介手数料、旧住所清算、引越費用及び退去費用)、光熱水費(ガス、上下水道及び電気)、修繕費、被服、什器関係(自転車、家具等、エアコン・エアコン取付、カーテン等、冷蔵庫、洗濯機及び空気清浄機)、医療関係(杖、治療費及び薬局)に係るものとされている。

当該世帯が転居前に居住していた住居は、家族4人が生活するにあたり、社会通念上著しく一般との均衡を失するとは認められないものであり、立ち退きを迫られたり、契約更新を断られたという特別の事情もない。そのため、転居の必要性が認められないことから、転居関係費用については、いずれも自立更生のために必要な費用と解することが

できない。

光熱水費については、いずれも前住居の清算分であり、生活保護受給中の生活扶助は支給済みであるため、当然自立更生のために必要なものと認めることはできない。

修繕費については、何を修繕したのか不明であり、当然自立更生のために必要なものと認めることはできない。

什器関係費用については、前住居で使用していた什器があり、新しいものを買う必要はないことから、当然自立更生のために必要なものと認めることはできない。

被服費及び医療関係費用については、生活保護受給廃止後にかかった費用であり、当該世帯の収入により賄われるものであることから、当然自立更生のために必要なものと認めることはできない。

よって、本件において請求人が控除すべきと主張する費用については、全て自立更生のために必要なものと認められず、控除することはできない。

### 3 請求人の反論

#### (1) 処分庁の主張

処分庁は、資力の発生時期について、生活保護手帳別冊問答集などを根拠に、和解成立日の平成31年3月19日とした上で、その日以降に支給された生活保護費、医療費等を請求人に返還するよう求めている。

確かに、和解自体が平成31年3月19日に成立したことは客観的に誤りではない。

しかし、上記問答集問13-6(6)においては、「客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある」とし、「その時点以後収入認定をすれば足りる」とされている。

そのため、そもそも文言上、和解成立日以後に認定をすることで良いのであるから、収入認定日を和解成立日に限定する必要はない。

また実際にも、請求人が資力を活用できるようになった時点は、早くとも令和元年6月20日以降である。これは現実に請求人が和解金を取得できるのが遅くなったという事実上の問題ではなく、あくまでも制度上の問題

である。すなわち、請求人代理人と日本司法支援センターとの契約となる「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」の28条では、代理人の職務として「受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、その事実を速やかに地方事務所長に書面で報告しなければならない。」と定められている。すなわち、和解金が入金されたとしても、法テラスの申込者たる請求人はすぐにその金銭を利用できないことが予め決まっている。

このあたりの事情を上記問答集が把握した上で回答しているとは思われず、実態に即していないことがうかがわれる。そのような問答集に必要以上に拘束される合理的な理由はない。

しかも、今回、請求人に支払うこととなった相手方に資力がなかった場合はどうすることになるのであろうか。通常であれば、上記問答集の言う「客観的に確実性を有するに至った時点」とは、やはり現実にこれらの金員を請求権者が取得した時点を指すことの方が自然な解釈である。

確かに、法に基づく支給金員の原資は公費であるため、その利用を抑制的に行うべきであるのは当然であるが、一方で生活保護に頼らざるを得ない受給者を犠牲にして返還額を増額させるという発想は、生存権を定める憲法第25条にも違反すると考えざるを得ない。

## (2) 自立更生のための費用について

処分庁は、自立更生のために必要な費用を一切認めていない。

しかし、これは以下のとおり、明らかに不当である。

### ア 転居関係について

従前、請求人は家族4人（夫婦・中学2年生の長女、小学5年生の長男）で2DK（37.26m<sup>2</sup>）の間取りのまま生活しており、今般、和解金を得たことで、ようやく2LDK（56.00m<sup>2</sup>）の家を見つけ、平穏に生活している。

この点、処分庁は従前の居宅につき、「社会通念上著しく一般との均衡を失するとは認められない」などと言うが、これは法律にも違反する状態を是認するものであって到底容認できない。

すなわち、住生活基本法に基づく住生活基本計画が平成28年に閣議決定されているが、この計画では、最低居住面積水準（世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準）として、「2人以上の世帯  $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$ 」として定められている。これを請求人に合わせると $50\text{m}^2$ となり、引越を経てようやくこれに見合う居住環境を得たと言うことができる。しかもこれは最低居住面積水準に過ぎず、誘導居住面積水準（世帯人数に応じて豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準）には全然満たない（都市居住型誘導居住面積水準で2人以上の世帯の場合、 $20\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 15\text{m}^2$ となるため、請求人の例で言えば $90\text{m}^2$ ）。確かに、立ち退きを迫られた等の事情はないものの、住生活基本法に満たない居宅を「著しく一般との均衡を失するとは認められない」ということ自体不当である。法に基づく住宅扶助費を支出する場合ならまだしも、自立更生を踏まえるに当たっては、住生活基本法が求める基準によることが必要である。

この居宅関係費用（新居契約金、仲介手数料、引越費用、退去費用）だけでも合計54万5304円を要しており、これは自立更生のための費用として認められるべきである。

イ また什器備品についても、例えば家電製品は、請求人が独身のころから10年以上も使用していたものを、必要最小限に抑えて買い換えたものである。子どもらも成長しているために相応に大きい冷蔵庫等が必要である他、電気代等の節約にも資するため、経済的効用も認められるものである。またエアコンについても、新居では設置されていなかったが、昨今の異常とも言える気候を踏まえれば当然に必要である。

また自転車についても、請求人自身は自動車を運転できないため、通勤あるいは生活の利便のために購入したものであり、当然に自立更生に資するものである。

そのため、冷蔵庫、洗濯機、エアコン関係、自転車に限ってみただけでも36万6868円にまで上る。

ウ 以上に限定しただけでも合計91万2172円と、処分庁が請求する

返還金を上回る。

したがって、請求人には返還すべき金員はない。

### (3) 結論

したがって、処分庁の処分は取り消されるべきである。

## 理 由

### 1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨 1 及び 3 のとおり、本件処分には資力の発生時期及び自立更生のための費用を控除しない点に誤りがある旨の主張をしており、これらを理由に本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

### 2 認定事実

(1) 処分庁は、平成 21 年 4 月 1 日を開始日として、請求人世帯（請求人、請求人の妻、請求人の長女（平成 ■ 年 ■ 月生まれ）及び請求人の長男（平成 ■ 年 ■ 月生まれ）の 4 人世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。

(2) 平成 31 年 3 月 19 日、請求人に係る医療過誤による損害賠償請求事件について、次の内容の和解が成立した（以下「本件和解」という。）。

ア 事件の表示 [REDACTED]

イ 場所等 [REDACTED]

ウ 当事者 原告 請求人

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

同代表者理事 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

### エ 和解条項

第 1 項 被告は、原告に対し、本件解決金として、300 万円の支払義務があることを認める。

第 2 項 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成 31 年 4 月 26 日限り、[REDACTED] の弁護士（略）名義の普通預金口座（略）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担

とする。

第3項 原告は、その余の請求を放棄する。

第4項 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

## 第5項 訴訟費用は各自の負担とする。

(3) 請求人が、前記(2)の損害賠償請求事件に要した費用は、  
900,600円(弁護士報酬324,000円、印紙代209,000円、  
着手金及び実費367,600円)である。

(4) 処分庁は、平成31年3月19日から令和元年6月まで、請求人の世帯に  
対し、次のとおり、合計836,268円の保護費を支給した。

平成31年3月 110,277円

4月 237, 095円

令和元年 5月 237, 870円

6月 251, 026円

(5) 处分庁は、令和 年 月 日、請求人に対し、本件処分を行った。

(7) 請求人世帯は、保護廃止後に転居したが、転居前の住居は、[REDACTED]内に所在する賃貸物件であり、最寄り駅から徒歩で約10分に位置し、間取りは2DK([REDACTED])、面積は37.26平方メートルであった。また、転居後の住居は、[REDACTED]内に所在する、間取りが2LDK([REDACTED])、面積56平方メートルの賃貸物件である。

(8) 請求人は、[REDACTED]、[REDACTED]を  
患っている。

(9) 請求人は、令和元年10月11日付けで、本件審査請求を提起し、別表記載の費用が自立更生費に当たると主張している。

(10) 処分庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第36条の規定による本件審査請求の審理員による次のアの質問に對し、令和2年3月31日付けで、次のイのとおり回答した。

ア 質問事項

本件処分の際に、請求人世帯に対し、当該世帯の自立更生のために充てられる経費については、法第63条に基づく本来の要返還額から控除できる場合があることを説明し、自立更生費の有無を確認するため、当該世帯の自立更生費に充てられる費用のリストの提出を求める等の対応をしたか。

イ 処分庁の回答

本件処分の際に、請求人世帯に対し、当該世帯の自立更生費については、法第63条に基づく本来の要返還額から控除できる場合があることについて説明しておらず、また、当該世帯の自立更生費に充てられる費用のリストの提出を求める等の対応はしていない。

令和元年6月25日に請求人宅に家庭訪問をした際に、請求人より子どもが大きくなってきたため、転居を検討していると話があった。詳しく伺うと、転居先はすでに決まっており、家賃は法の住宅扶助4人世帯の上限額を超えていた。当該世帯については、本件処分後の収入認定後、保護廃止になる可能性があったが、医療訴訟和解金以外の収入だけでは、その後、生活に困窮することが予測できており、請求人からも生活に困窮する可能性があるとの申し出があった。廃止後数か月で生活に困窮する可能性がある上で、住宅扶助上限額以上の家賃の住居に転居すること、また、立ち退き等の事情がないにも関わらず、転居することが認められないことも踏まえ、転居費用を自立更生のために充てられる経費としては認めず、自立更生のために充てられる経費の有無については、無と判断した。また、転居は認められないしたことから転居に伴う什器備品も認められないものと判断した。

(11) 請求人は、行審法第36条の規定による本件審査請求の審理員の質問に對し、令和2年5月8日付けで、次のとおり回答した。

ア 別表の「杖」の購入理由・用途について

請求人は、[REDACTED]を罹患しているところ、歩行中に杖は常に必要としている。もちろん請求人はこれまでにも杖を使用していたが、10年以上も使用して古くなっていたため、新たに買い直したものである。

イ 別表の「治療費」及び「薬局」代の具体的な内容について

請求人自身の[REDACTED]の治療及びそのための処方である。

ウ 別表の「被服」の購入費用が請求人世帯の自立更生に係る費用であると主張する理由

請求人は、これまでの生活では、下着を新調することすら年単位で控えてきていた。購入したのは請求人ら家族の下着であるが、これまで使用していたものは非常に古くなり、ほつれがあつたりサイズが合わなくなつて使用に耐えなくなつたために買い換えたものである。

エ 別表の「空気清浄機」の購入費用が請求人世帯の自立更生に係る費用であると主張する理由

請求人はもともと[REDACTED]がひどく、また[REDACTED]持ち、[REDACTED]でもあった。これまで使用していた空気清浄機が壊れてしまつたものの買い直す余裕がなかつたところ、新規に健康的な生活を送るために購入したものである。

オ 別表の「家具等」の内容及びそれが請求人世帯の自立更生に係る費用であると主張する理由

購入したのは、炊飯器などを設置できる食器棚、ダイニングテーブル、椅子、タンスである。新居で生活するに当たり、不足する家具を買いそろえたものである。なお、引越前の住居ではこれらを購入する余裕もなかつたため、もともとなかったものを買つただけで、買い直したというものではない。

(12) 別表の令和元年8月9日の治療費(1,410円、200円及び220円)、同月12日の薬局に係る費用(5,920円、16,860円)は、請求人及び請求人の妻が[REDACTED]での治療を受け、処方を受けたために要した自己負担分の医療費である。

### 3 法の仕組み

(1) 保護費の返還について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（法第4条第1項）、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない（同条第3項）。そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

#### （2）資力発生日について

自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合（「生活保護問答集について」平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡（以下「問答集」という。）問13—6（問）（3））について、同（答）（3）は、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる」としている。

#### （3）収入の認定について

昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費を控除した額とする。）が、世帯合計額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入と

して認定するとされている。

問答集問13-23(答)の(2)によれば、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が次官通知第8の3の(1)のアに規定する「勤労収入」であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などの勤労控除を適用すべきであるし、生命保険の入院給付など、次官通知第8の3の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとなる。

#### (4) 法第63条の規定による返還額の決定について

ア 法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに返還しなければならないしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずのところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが、被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的にかなうという趣旨によるものである(福岡地方裁判所平成26年2月28判決参照)。

イ 問答集問13-5(答)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とした上で、保護金品の全額を返還額とすること

が当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」や当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、「今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額」など一定額を控除して返還額を決定して差し支えないとしている。

このように当該返還額については保護の実施機関の裁量に委ねているところ、この裁量は、全くの自由裁量ではなく、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたと認められる費用の有無を検討することが求められるところ、上記の観点からの考慮をしないこと等により、被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして、違法となると解される（大阪高等裁判所平成18年12月21日判決及び東京地方裁判所平成27年3月10日判決参照）。

#### 4 あてはめ

##### （1）資力発生日について

前記3（2）のとおり、資力の発生時点について、被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、この時点を資力の発生時点と捉えるのが相当である。

本件では、前記2（2）のとおり、請求人が提起した医療過誤に係る損害賠償請求事件について、解決金として300万円（以下「本件和解金」という。）の支払いを受け得る権利を取得する旨の和解が成立したのは、平成31年3月19日であるから、この時点を本件和解金に係る資力の発生時

点と捉えるのが相当である。

したがって、本件和解金に係る収入の資力発生日は平成31年3月19日であると認められ、処分庁が本件処分において、同日を資力の発生日とした点に違法又は不当はない。

この点、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり、請求人が資力を活用できるようになった時点は、早くとも令和元年6月20日以降であると主張しており、請求人が、現実に金銭を利用できる日を資力発生日とすべきである旨主張する。

しかしながら、法第63条の規定は、急迫の場合等で資産はあってもすぐにはその活用ができない場合に、保護を受けたときに適用されるものであり、法第63条の規定による費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、必ずしも、被保護者が現実に当該資産の使用、収益、処分等の権限を有するに至った時点である必要はない。そして、裁判上の和解が成立すると、和解の内容が調書に記載され、その記載は確定判決と同一の効力を有し（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第267条）、和解調書は、確定判決と同様、債務名義となり（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条7号）、これに基づいて強制執行をすることができるものであることから、本件では、上記のとおり、裁判上の和解が成立した平成31年3月19日をもって、資力の発生が客観的に確実性を有するに至ったものと認めることができる。

したがって、請求人の主張は理由がないと言わざるを得ない。

## （2）返還額の決定について

ア 本件和解金に係る資力の発生時期は、平成31年3月19日であるといえ、前記2（4）のとおり、処分庁は、請求人に対して、同日以後も保護費を支給していたことから、請求人は、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に当たり、請求人は、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

そして、法第63条の規定による返還額は、原則として、資力を限度として支給された保護金品の全額を返還額とすべきとされている。本件和解金は、「保険金その他の臨時収入」に該当するから、前記3（3）のと

おり、必要経費を控除した額が世帯合計額8,000円を超える場合、その超える額が、本件における資力となる。したがって、本件における資力は、本件和解金300万円から前記2(3)の必要経費900,600円（弁護士報酬324,000円、印紙代209,000円、着手金及び実費367,600円）を控除した2,099,400円のうち8,000円を超える額である2,091,400円となり、平成31年3月19日以降に請求人世帯に支給された保護費は、前記2(4)のとおり、836,268円であり、資力が支給された保護金品を上回るから、836,268円が原則として返還すべき額であると認められる。

もっとも、前記3(4)のとおり、返還額の決定にあたっては、処分庁に裁量が認められるが、自立更生費として認められるものがあればその額を除き、処分庁が支弁した保護費の範囲内で返還対象となる額を決定しなければならず、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

そこで、本件において、自立更生費として返還額から控除できるものがあるか以下検討する。

自立更生費

(ア) 転居関係費用について

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3及び別表のとおり、新居契約金、仲介手数料、引越し費用、退去費用の合計545,304円の転居関係費用が自立更生費に当たる旨主張しており、これに対して、処分庁は、転居の必要性が認められないとして、転居関係費用については、自立更生費に該当しないとしている。

前記2(1)及び(7)のとおり、請求人世帯は、4人世帯であるところ、旧住居の間取りは、

の2DKであり、最寄り駅から徒歩で約10分に位置する住居であって、居住する住居が著しく狭隘又は住環境が劣悪であるとの事情は認められること、新居は同じ██████内の住居であることからすると、通勤などの都合から転居が不可欠であったという

事情も認められず、その他、立ち退きを求められた等の事情も認められないことからすると、処分庁が、転居費用が自立更生費に該当しないと判断したことが、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまでは認められない。

この点、請求人は、住生活基本法が求める基準によることが必要である旨主張している。しかしながら、最低居住面積水準及び誘導居住面積水準については、住生活基本法及び同法に基づく計画により、達成されるべきものであり、法に基づく返還額の決定において、必ずしも、同水準を考慮することが求められるものではない。そして、本来支弁すべきではなかった保護費の返還を求めるものであるから、原則全額が返還されるべきであるところ、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額や今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額に限って、例外的に、返還免除を認めるものであることからすれば、上記のとおり、転居しなければならない特段の事情がない本件において、処分庁が、転居関係費用を自立更生費として控除しなかったがことが不合理とまでは言えない。

#### (イ) その他の費用について

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1、3及び別表のとおり、請求人世帯に係る自立更生費として、ガス・上下水道代、電気代、被服代、杖の購入費用、治療費、薬局代、自転車の購入費用、エアコンの購入費用等を主張している。

ガス・上下水道代、電気代、被服代は、経常的な生活費であり、自立更生に資する費用であるとは言い難い。

もっとも、請求人は、前記2(8)のとおり、[REDACTED]を患つており、歩行するために杖が必要であるということであるから、杖の購入は、自立更生に資するものと認められる余地がある。

また、治療費、薬局代は、前記2(12)のとおり、請求人及び請求人の妻が[REDACTED]病院での治療を受け、処方を受けたために要した費用であ

り、自立更生に資するものと認められる余地がある。この点、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2のとおり、保護廃止後にかかった費用であるとして、これを認めないとしているが、前記3(4)のとおり、自立更生費には、今後の生活設計等から判断して自立更生のために必要であると認められる額も含むため、本件処分時において具体的に見込まれていた額については自立更生費として控除できるものと解されるから、処分庁の主張は理由がない。

空気清浄機は、前記2(11)のとおり、請求人は██████████であるため健康的な生活を送るために必要であるということであり、前記2(8)のとおり、請求人は、██████████を患っていると認められることからすると、空気清浄機の購入は、自立更生に資するものと認められる余地がある。

エアコンは、熱中症を予防するのに必要であって、請求人世帯には熱中症予防が特に必要とされる小児がいると認められることからすると、エアコンに係る経費については、自立更生に資するものと認められる余地がある。この点、処分庁は、転居は認められないことから、転居に伴う什器備品も認められないという主張をしている。しかしながら、保護廃止後に請求人が転居すること自体は自由であって、家具什器の必要性については、転居関係費用が自立更生費として認められないことは一応切り離して考えるべきであり、全く理由のない転居によって生じた家具什器の購入などの事情がない限り、家具什器の購入の必要性を個別に検討して、自立更生費として認められるか判断すべきであると解する。そして、本件では、旧住居が請求人の子らの成長に伴い手狭になったため、2DK(面積37.26平方メートル)の住居から2LDK(面積56平方メートル)の住居に転居したことであること、全く理由のない転居であるとまでは言えず、処分庁の主張は理由がないと言わざるを得ない。

以上のとおり、少なくとも、杖の購入費、治療費及び薬局代、空気清浄機の購入費、エアコンに係る経費について、自立更生費として認められる余地があるところ、前記2(10)のとおり、処分庁は、本件処分時

において、具体的に自立更生費の有無について確認しておらず、本件処分は、自立更生費の検討が不十分であるため、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと言わざるを得ず、その余の点を考慮するまでもなく、裁量権の逸脱又は濫用があるものとして違法又は不当である。

## 5 結論

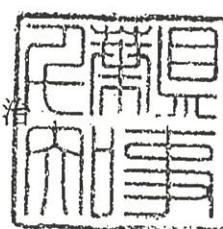
よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

## 6 附言

なお、前記審理関係人の主張の要旨1及び3のとおり、請求人は、上記4(2)イの費用の他に、自転車や冷蔵庫、家具等の購入費を自立更生費として認めてほしい旨主張しているところ、前記3(4)の法第63条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるから、処分庁は、再処分をするに際しては、それらの費用が請求人世帯の自立更生に必要であるかどうか等（例えば、自転車については、世帯員の通学、通院等に現に使用している事情があるかや生活必需品である冷蔵庫、洗濯機等については、故障等で買い替えるやむを得ない事情があったかどうか等）その自立更生費該当性についても十分に検討されたい。

令和2年8月14日

千葉県知事 鈴木栄治



別表

日付	購入品	金額
令和元年7月1日	自転車	¥ 34, 520
7月11日	新居契約金	¥ 213, 910
7月11日	仲介手数料	¥ 69, 336
7月11日	引越費用	¥ 118, 800
7月12日	ガス・上下水道	¥ 10, 693
7月12日	ガス・上下水道	¥ 19, 270
7月12日	ガス・上下水道	¥ 9, 677
7月12日	ガス・上下水道	¥ 18, 131
7月12日	電気	¥ 9, 520
7月16日	電気	¥ 8, 319
7月25日	家具等	¥ 88, 023
7月26日	エアコン	¥ 75, 384
7月27日	エアコン取付	¥ 3, 300
7月28日	カーテン等	¥ 6, 243
7月29日	冷蔵庫、洗濯機	¥ 253, 664
8月1日	被服	¥ 5, 620
8月4日	布団等	¥ 5, 108
8月5日	空気清浄機	¥ 13, 293
8月9日	杖	¥ 6, 264
8月9日	治療費	¥ 1, 410
8月9日	治療費	¥ 200
8月9日	治療費	¥ 220
8月12日	薬局	¥ 5, 920
8月12日	薬局	¥ 16, 860

8月13日	電氣	¥9, 174
8月14日	退去費用	¥143, 258
8月15日	ガス・上下水道	¥7, 688
8月15日	ガス・上下水道	¥8, 892

合計 ¥1, 162, 697

